

第1章 指針の第2次改定に当たって

本県では、2000（平成12）年11月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*（以下「人権教育啓発推進法」という。）」及び、同法律に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、2002（平成14）年3月に「埼玉県人権施策推進指針（以下「人権指針」という。）」を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この人権指針では、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において施策を推進するため、Ⅰ「人権教育*・人権啓発*」、Ⅱ「相談・支援」、Ⅲ「県民、NPO、企業等と協働した地域づくり」の3つの視点に重点をおいて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子供、高齢者など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してきました。

その後も、女性、子供、高齢者、障害のある人への虐待が深刻化し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化しました。

そこで、第1次改定（平成24年3月）では、新たな人権課題を取り上げ、各種施策を推進してきました。

しかし、女性、子供、高齢者、障害のある人等に対する虐待相談は依然増加傾向にあるとともに、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス*（SNS）による人権侵害やLGBTQ*の人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑、多様化しています。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律*（以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法が制定施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

また、2020（令和2）年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々や、その家族などに対する差別的取扱いや言動など様々な人権問題も発生しています。

このたび、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果や2020（令和2）年10月に県が実施した人権に関する県民意識調査*の結果を踏まえるとともに、人権指針第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、人権指針の第2次改定を行います。

※ 本文中で、* を付した言葉は、「用語解説（P46～）」に説明を掲載しています。